

第4回北竜町議会定例会 第1号

令和7年12月11日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 7 同意第 9号 名誉町民の推戴について
- 8 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 9 議案第59号 北竜町表彰条例の一部改正について
- 10 議案第60号 北竜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 11 議案第61号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 12 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 13 発議第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 14 議案第63号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 15 議案第64号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 16 議案第65号 令和7年度北竜町一般会計補正予算（第3号）について
- 17 議案第66号 令和7年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 18 議案第67号 令和7年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 19 議案第68号 令和7年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 20 議案第69号 令和7年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について
- 21 議案第70号 令和7年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算（第3号）について
- 22 議案第71号 令和7年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

2 3 閉会中の所管事務調査について

○追加日程

1 行政報告

2 議案第72号 令和7年度北竜町一般会計補正予算（第4号）について

○出席議員（8名）

1番	沖野	学	君	2番	林	佳子	君
3番	寺垣	信晃	君	4番	佐藤	稔	君
5番	木村	和雄	君	6番	澤田	正人	君
7番	尾崎	圭子	君	8番	中村	尚一	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	佐々木	康宏	君
副町	長	奥田	正章	君
教育	長	田中	佳樹	君
総務課	長	南波	肇	君
総合政策官		高橋	克嘉	君
まち未来戦略課	長	川本	弥生	君
こども・暮らし 応援課	長	続木	敬子	君
建設	課長	川田	昌宏	君
会計管理者 兼出納室	長	北清	広恵	君
教育	課長	細川	直洋	君
産業	課長	井口	純一	君
農業委員会 事務局	長	東海林	孝行	君
永楽園	園長	高橋	淳	君
こども・暮らし 応援課	参事	森	能則	君
代表監査委員		井上	孝	君
農業委員会	会長	善岡	浩樹	君

○出席事務局職員

事務局	長	長谷	育男	君
-----	---	----	----	---

書 記 藤 田 奈 都 希 君

◎開会の宣告

○議長（中村尚一君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第4回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（中村尚一君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村尚一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番、沖野議員及び2番、林議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（中村尚一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの2日間にいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（中村尚一君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本定例会に提出された案件は、諮問1件、同意2件、議案14件であります。
次に、本定例会に説明員として、佐々木町長、奥田副町長、田中教育長、井上代表監査
委員、善岡農業委員会会長、高橋克嘉総合政策官、川本まち未来戦略課長、続木こども・
くらし応援課長、川田建設課長、北清会計管理者、南波総務課長、井口産業課長、細川教
育課長、東海林農業委員会事務局長、高橋淳永楽園園長、森こども・くらし応援課参事が
出席いたします。

本会議の書記として、長谷事務局長、藤田書記を配します。

次に、監査委員から、令和7年8月分から10月分に関する例月出納検査並びに公の施
設の指定管理監査の結果報告がございました。お手元に写しを配付しておりますので、ご
了承願います。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しの上、
ご了承賜りたいと存じます。

次に、総務産業常任委員長から閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

寺垣総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（寺垣信晃君） 閉会中に行われました総務産業常任委員会の調査報告につきまして2件報告を申し上げます。

調査期日、令和7年10月10日金曜日午後1時半より。

出席者、全議員並びに事務局長、書記。

説明者として、続木こども・くらし応援課長、森こども・くらし応援課参事、大井こども・くらし応援課長補佐、小野医療・介護保険係長。

調査事項、1、国民健康保険事業の運営状況及び保健事業の実施状況について。

調査結果、指摘事項なし。

次に、調査期日、令和7年11月21日金曜日午前9時半より。

出席者、全議員並びに事務局長、書記。

説明者、川本まち未来戦略課長、橋本魅力発信係長。

調査事項、1、ひまわり油の状況等について。

調査結果、指摘事項なし。

以上でございます。

○議長（中村尚一君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村尚一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、教育長の順に行います。

最初に、町長。

佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） ご苦労さまでございます。私のほうから行政報告を行います。

まず最初に、12月8日午後11時15分頃に青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。八戸市で最大震度6強を観測し、この地震で多くの方が負傷をいたしました。負傷された方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興されることを願っているところであります。

まず、総務課について。名誉町民の推戴について。このたび各町内団体長からのご同意を賜り、北竜町名誉町民に佐野豊氏を推戴することといたしました。佐野豊氏は、北海道沼田高等学校卒業後、昭和45年4月に北竜町に奉職して以来、企画財政課長、産業課長等を歴任し、平成16年3月からは北竜町助役、副町長、平成24年2月には広く地域住民から推されて北竜町長に当選、3期12年在職し、その豊富な経験と卓越なる見識をも

って健全な行財政運営や地域の振興、発展に尽力されました。佐野氏は北竜町長に就任以来、行政のスリム化や効率化など行財政運営全般にわたる改革を遂行し、将来を見据えた効率的、計画的な行財政運営、健全な財政運営を行うとともに、基幹産業である農業では自らトップセールスとして道内外で本町特産品のPRを積極的に行い、保健、福祉、医療の充実、教育、文化、スポーツの振興と併せて町政全般に尽力をされました。在任中の主なハード事業としては農村環境改善センター、美葉牛研修センター、消防庁舎、サンフラワーパーク北竜温泉などの改修工事、農畜産物直売所みのりっち建設事業、商業活性化施設ココワ建設事業、やわら保育園建設事業に取り組みられました。また、ソフト事業としては全国で初めて運転免許証の自主返納サポート事業の制度化、ひまわり油再生プロジェクト事業、さらにふるさと納税についても毎年3億円を超えるご寄附をいただいているところであり、町の貴重な財源として幅広い分野で活用させていただいております。また、保育料、小中学生の給食費の全額無料化、高等学校通学等助成事業、移住、定住施策の充実など数多くの子育て支援、移住、定住策を実施されました。また、今後迎えます老朽化した公共施設のために公共施設再配置計画の策定など、将来の北竜町を見据えた各種施策を実施されました。また、北海道国民健康保険団体連合会理事、北海道水源林造林協議会理事、会長、北海道土地改良事業団体連合会理事、一般社団法人北海道農業会議理事、公益法人北海道農業公社理事、空知町村会会長、北海道町村会理事及び副会長を歴任するなど数多くの要職を歴任し、多方面にわたる北海道の振興、発展に尽力し、地方自治の振興、発展に寄与されました。なお、今定例会に同意案件の提出並びに関連補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

引き続き総務課です。北竜町コンプライアンス基本方針の策定について。多様な変化に対応し、効率的な組織運営と行政サービスを推進するためには町民の信頼と期待に応え、職員が全力で職務を遂行することが重要です。また、町民からの信頼を得るためには公務員としての自覚と責任を持って行動し、町民の皆さんと共に公共の在り方や地域の将来を考え、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。しかしながら、職員による違法行為や事務処理ミス等が発生すると職員個人だけではなく役場全体が町民からの信用を失い、町政運営に大きな影響を与えることとなります。そのため、全ての職員が組織としてコンプライアンスの推進に取り組む必要があります。このたび法令等を遵守し、高い倫理観と社会的責任感を持って行動し、町民の期待や社会的要請に応えることを定義するために北竜町コンプライアンス基本方針を策定いたしました。本基本方針では、コンプライアンスの推進目標を達成するために職員一人一人が意識し、実践すべき5つの項目、1つ目に法令等の遵守、公務員倫理の保持、2つ目に信頼される町民対応、3、情報管理の徹底、4、ハラスメントの根絶、5、健全な職場環境の醸成、それらを基本的な行動指針として定めております。今回の基本方針策定に合わせ、内部通報に関する要綱の策定及び懲戒処分等に関する基準の一部見直しを行います。なお、資料ナンバー1として北竜町コンプライアンス基本方針を配付しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いを

いたします。

次に、まち未来戦略課分。ふるさと納税について。ふるさと納税は12月1日現在、件数で1万2,828件、金額では2億7,430万6,000円のご寄附をいただいたところであり、昨年同期は米の品薄問題の影響により例年になく件数のご寄附があったため、大きくさっきと比べて減収となりますが、令和3年から令和5年の平均と比較しますとやや増収となっております。12月末の駆け込み需要に向け各納税サイトのPR広告などを行い、さらなる寄附額の増額に努めてまいります。今後の見込みといたしましては、本年度中に5億7,000万の寄附がなされると見込んでいます。つきましては、ふるさと応援基金寄附金並びに返礼品等の所要額を本定例会に補正予算として提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

引き続きまち未来戦略課分です。地域公共交通について。10月1日より北竜町新たな地域公共交通の実証運行を開始いたしました。当初は予約ができないなどの問合せが日に数件ございましたが、運行開始から2か月ほどが経過し、問合せ件数も少なくなっております。大きなトラブルなどもなく、町民皆様のご理解、ご協力をいただきスムーズな運行ができております。11月17日から運転手として地域おこし協力隊が1名着任いたしました。現在は正規運転手として6名、臨時運転手として4名、住民協力による運転手が9名、緊急時のサポートとして振興公社及び町職員7名の体制で運行を行っております。令和8年3月末まで実証運行を行い、その検証結果を踏まえ、北竜町の地域公共交通をより住民に寄り添った運行となるよう精査をしてまいります。

次に、産業課。農業後継者結婚祝い金の交付について。ひまわりバンク育成基金事業では、農業後継者の皆様のご結婚された際に、祝意を表すため1組につき20万円の結婚祝い金を交付しております。本年度につきましてはこれまでに3組の成婚報告をいただいております。誠に喜ばしい限りであります。改めて心よりお祝いを申し上げます。なお、今月24日にはご夫婦お二人の皆様にご来庁いただき、目録をお渡しする予定です。皆様の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

最後に、建設課分であります。工事の発注状況について。令和7年度における建設工事の発注状況について報告をいたします。年度当初に発注見通しを公表している予定価格250万円以上の工事について12月1日時点での状況は、土木工事については予定9件に対し発注済み9件、建築工事については予定6件に対し発注済み6件、水道工事については予定4件に対し発注済み4件、合計では予定19件に対し発注済み19件となり、予定していた工事全ての発注を終えております。発注金額であります。先ほど申し上げた公表対象以外の少額の工事も含めて土木工事では20件、1億3,301万7,500円、建築工事では8件、4億4,913万5,500円、水道工事では12件、5,523万6,500円、合計では40件、6億3,738万9,500円となっております。河川工事等、今後本格化する工事もありますが、安全を最優先に適正な工事施工に努めてまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（中村尚一君） 次に、教育長。

田中教育長。

○教育長（田中佳樹君） 7点につきまして報告させていただきます。

1点目、町民文化祭について。第48回町民文化祭が文化祭実行委員会の主催の下、1月2日から3日までの2日間にわたり開催されました。2日の夕方からは親子映画鑑賞会が開催され、3日の芸能発表会では文化連盟やひまわり大学に加入されている12団体、約90名の方々が出演、日頃の練習の成果を発表されました。あわせまして、女性連絡協議会、そば食楽部北竜の皆さんのご協力によるチャリティーバザーを開催いたしました。また、商工会女性部や農産加工グループ等の多くの出店を賜り、華を添えていただきました。作品展示では、各文化サークル、保育園児、小中学校の児童生徒など15団体より数多くの作品が公民館大ホールに展示されました。また、本年も集落支援員の寺内さんによる「北竜町のこの1年」と題したビデオ上映も大変好評をいただきました。両日とも大勢の町民の皆様にご来場いただき、盛会のうちに終了させていただきました。

2点目は、習い事、キッズダンススクールの新設についてです。11月より新しい習い事として小学4年生から6年生を対象としたキッズダンススクールを開設いたしました。毎週月曜日午後6時から7時まで講師を招き、現在6名の参加により開催いたしております。また、1月より小学1年生から3年生を対象としたクラスも開設予定です。今後も子供たちや町民の皆様からご意見をいただき、できる限り町外に行かなくてもいろいろな習い事ができる環境づくりを進めてまいります。

3点目、部活動地域展開に係る実証事業について。少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。国は学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインを策定し、部活動の地域クラブ活動への移行を進めております。こうした状況の中、現在沼田中学校と合同で活動している北竜中学校吹奏楽部についてオンラインによる合同部活動の実証事業を行いました。オンラインの活用により、お互いの学校に移動することなく合同で練習することができ、併せて専門家の指導を受けることができました。参加した生徒はもとより、保護者からも高い評価を受けたところであり、今後については費用負担や指導者確保等課題の洗い出しを行い、次年度以降の活動について検討を進めてまいります。

4点目、子どもと高齢者のふれあい事業について。子どもと高齢者のふれあい事業は長年継続しておりますが、多くの小学生が参加する人気事業であり、高齢者との触れ合い活動を通して高齢者に対する尊敬と思いやりの心を育てるとともに、高齢者の皆様も子供と触れ合うことで新たな気づきを持っていただくための事業です。本年度は開講式に始まり、農園の種まきやサクランボ狩り、餅つきなどを行っております。今後も多くの児童が参加

してもらえよう事業内容を工夫してまいりたいと思います。

5点目、ひまわり大学について。ひまわり大学は、高齢者が生き生きと豊かに暮らせるよう様々な講座を実施しております。本年度は5月の入学式に始まり、終活についての講演や見学旅行、ひまわりオリンピック等を開催いたしております。今後も学生から要望のあった講座を実施できるよう取り組み、よりよい内容となるよう進めてまいります。

6番目、北竜中学校卓球部全道大会出場について。北竜中学校卓球部が8月30から31日に釧路市で開催された2025北海道卓球選手権大会に3名が出場いたしました。結果は、男子シングルスでは2名が2回戦敗退、1名が3回戦敗退となりましたが、全員が初戦を突破することができました。健闘されました選手の皆さんには改めまして敬意を表するところであります。なお、北竜町文化・スポーツ振興派遣事業助成要綱に基づき、大会参加に伴う経費の一部を助成いたしております。

最後、コーチング公開授業及び研修会についてです。令和7年10月28日、コーチング公開授業及び研修会を開催しました。株式会社ゆめかな代表取締役、国際コーチング連盟プロフェッショナルコーチ、石川尚子氏をお迎えし、午前中は小学校3年生から中学校3年生を対象として「ワクワクする明日をつくろう！～未来を変える魔法の言葉～」をテーマとして、最も会話することが多い自分との会話に視点を当て、できるかどうかよりやってみたい気持ちを大切にしよう、明日の自分が喜ぶことをしよう、今の努力は未来の自分へのプレゼント、ワクワクは行動するともっと大きくなる、自分を応援できるのは最後は自分といった輝く言葉でつながれた授業でした。参観した保護者、町民、教職員、役場職員の皆さんは、子供たちの姿に改めて感動いたしました。午後は大人を対象として「子どもの自発性と自己肯定感を育む共育コーチング」を演題とし、大人と子どもが共に育ち合う関係づくりを大切に教育観として、結果よりプロセスを褒めること、子供の話を最後まで遮らずに聞くこと、ほかの子と比較しないこと、選択肢を与えて選ばせること、ミスや失敗を肯定的に捉えることなどの言葉でつながれ、子供が自分は価値ある存在だ、自分で考えて動くという感覚、自己肯定感を育む子供との向き合い方を学びました。

以上、報告させていただきます。

○議長（中村尚一君） 以上で行政報告を終わります。

◎日程の順序変更の議決

○議長（中村尚一君） 日程の変更についてお諮りいたします。

日程第5、一般質問につきましては、議会開催通知により周知済みのため、日程順序を変更し、一般質問を本日13時30分より開催することとし、日程第6以降の議案審議に進みたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（中村尚一君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

諮問第1号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略いたします。

諮問第1号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第7 同意第9号

○議長（中村尚一君） 日程第7、同意第9号 名誉町民の推戴についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第9号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略いたします。

同意第9号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号 名誉町民の推戴については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第8 同意第10号

○議長（中村尚一君） 日程第8、同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任に

ついてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君）（説明、記載省略）

○議長（中村尚一君）提案理由の説明が終わりました。

同意第10号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略いたします。

採決をいたします。

同意第10号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）異議なしと認めます。

よって、同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第9 議案第59号

○議長（中村尚一君）日程第9、議案第59号 北竜町表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君）（説明、記載省略）

○議長（中村尚一君）提案理由の説明が終わりました。

議案第59号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）討論を終わります。

採決をいたします。

議案第59号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君）異議なしと認めます。

よって、議案第59号 北竜町表彰条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第10 議案第60号

○議長（中村尚一君） 日程第10、議案第60号 北竜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第60号について、質疑があれば発言を願います。

6番、澤田議員。

○6番（澤田正人君） 国の定めた法律に従って行うということで、ここには事細かな条例が載っております。この中でいろいろな部分があるのですが、例えば8ページの通則の部分で第6条の2、事業者については毎月避難及び消火に関する訓練を行わなければならないと。実際には本当にこれを毎月やることになるのでしょうか、それが本当に担保できるのかという部分、あとちょっと分かりづらかったのは11ページ辺りにある一般型乳児通園と、それと15ページにある余裕活用型乳児等通園支援、これ本町の条例の中では、北竜町の場合はこっちになるということなののでしょうか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（中村尚一君） 続木こども・くらし応援課長。

○こども・くらし応援課長（続木敬子君） まず最初に、非常災害に対応する避難訓練、消火に対する訓練を行わなければならない、これは国、道が定めた準則に基づいて今法令について条例制定等をさせていただいております。現在においても定期的な避難訓練等は行っております。ですので、完全な避難訓練という形ではない形になるかもしれませんが、いろいろ工夫した形で、お子さんいろいろな年齢層がございますので、やっていきたいと思っております。実際にまだはっきりした計画については、制定していないので、これから施設、北竜町においてはやわら保育園、預かり場所としてはしかないので、やわら保育園を指定して、今は指定管理制度で社協を通じて行っておりますので、協議し、どのような形が北竜町スタイルに合うのかという形、また国の定めているものに沿った形で行えるのかということ工夫してやっていきたいと思っております。

次に、2点目の中で、11ページの中で支援事業の区分という形で北竜町においては一般型なのか余裕活用型なのかというご質問だったかとは思いますが、現在北竜町において実施したいと今検討しているのは余裕活用型という形で検討しております。これは北空知の認定保育園、沼田町さんや秩父別町さんなどどのような形で運用するのかというのを伺った場合、どこの施設についても余裕活用型でやりたいというお答えもいただいておりますし、今現在北竜町の保育園の活用を考えた場合、ほぼ保育園に通う年齢の方大体通っております。数名もしかしたら増えるかもしれないという形を考えるのであれば余裕活用型という形で十分かというふうに思っております。

- 議長（中村尚一君） よろしいですか、澤田議員。
○6番（澤田正人君） よろしいです。
○議長（中村尚一君） ほかに質疑があれば発言を願います。
（「なし」の声あり）

- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
採決をいたします。
議案第60号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。
よって、議案第60号 北竜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案どおり可決されました。

◎日程第11 議案第61号

- 議長（中村尚一君） 日程第11、議案第61号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を願います。
奥田副町長。

- 副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）
○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。
議案第61号について、質疑があれば発言を願います。
（「なし」の声あり）

- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
採決をいたします。
議案第61号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。
よって、議案第61号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号

○議長（中村尚一君） 日程第12、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第62号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第62号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第13 発議第3号

○議長（中村尚一君） 日程第13、発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を願います。

5番、木村議員。

○5番（木村和雄君） 発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして提案を提出をいたします。

上記の改正案を地方自治法第112条及び北竜町議会会議規則第13条第1項の規定によって、別紙のとおり提出いたします。

令和7年12月11日。

提出者、議会議員、木村和雄、同じく議会議員、寺垣信晃。

一般の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については8月7日に人事院勧告を行い、11月11日に人事院勧告どおり改正を行うものとして閣議決定されました。地方公務員の給与についても国の改正に準じて条例改正を求められているところであり、議員の報酬についてもそれに準じて改正を行うものであります。

内容につきましては、議員の報酬については在職期間6か月以上で0.05か月分の増額され、4.6か月分の支給となるという改正であります。

なお、詳しい内容につきましては資料ナンバー6を参照していただき、改正条例の新旧対照表を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

発議第3号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

発議第3号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号

○議長（中村尚一君） 日程第14、議案第63号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第63号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第63号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第15 議案第64号

○議長（中村尚一君） 日程第15、議案第64号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第64号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第64号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

ここで休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時30分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 一般質問

○議長（中村尚一君） 日程第5、一般質問を行います。

会議規則第60条の規定により、3名の議員から4件の通告がございました。議長において発言の順序を定め、指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

それでは、順次指名いたします。

最初に、1番、沖野議員より奨学金制度について通告がございました。

この際、発言を許します。

1 番、沖野議員。

○1 番（沖野 学君） 1 番、沖野です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。奨学金制度について。近年大学、短大などの授業料の値上げ、またこれからの値上げ予定、家賃、水道光熱費などの物価高騰の影響で学生や家族の負担が増加しております。現在の北竜町奨学金制度は月額、大学生が3万5,000円、短大生、専門学校などが3万円、高校生2万円に設定されていますが、今後の物価上昇を見据えた奨学金設定にできないか理事者の考えを聞きたいです。

○議長（中村尚一君） 田中教育長。

○教育長（田中佳樹君） 沖野議員の質問にお答えいたします。

近年の物価高騰や大学等の授業料、家賃、光熱水費等の上昇により、学生やご家庭の負担が一層重くなっている状況につきましては教育委員会としても重要な課題として認識いたしております。本町ではこれまでも奨学金制度の利用促進と負担軽減を図るため、貸付金額の増額や保証人の人数の削減など、制度をより利用しやすくする改善を段階的に進めてきているところであります。しかしながら、昨今の物価上昇や生活環境の変化を踏まえ、現在の貸付額が十分であるかどうかについて引き続き検討する必要があると考えております。一方、貸付額を増額した場合にはその分だけ将来の償還額も増えることとなります。卒業後の負担が過度に重くならないよう慎重な配慮が不可欠であることなど、制度全体のバランスを見極めながら検討を進めることが重要であると考えております。このため、教育委員会といたしましては物価の動向、国、道の支援策、ほかの自治体の制度などを総合的に分析しつつ、貸付額の見直しの是非、返済負担を抑える方策など、制度全体の在り方について調査検討を進めてまいります。何より子供たちが経済的な理由により進学を断念するようなことがないよう引き続き実効性の高い支援となるよう取り組んでまいります。

○議長（中村尚一君） 1 番、沖野議員。

○1 番（沖野 学君） 真摯なお答えありがとうございます。本町の奨学金制度、多分この辺と比べても割かしいほうだと思っていますし、近くの秩父別町は今最大5万円となっておりますね、大学で。それに近い形でも僕はいいのではないのかという気持ちはありますので、これから大学の授業料も何か上がるという予想を、国立大学が上がるという予想されています。国立大学上がるということは準じて恐らく私立大学、その辺も全部上げてくると思われまますので、なるべく早急に何か検討してもらえればいいかなと思います。前向きな答えをいただいていたので、僕はこれで答弁の返しとさせていただきます。

○議長（中村尚一君） 以上で1 番、沖野議員の質問を終わります。

冒頭の私の発言で3名から4件と言いましたけれども、4名から5件の一般質問でありましたので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、7 番、尾崎議員よりやわら保育園の給食について通告がございました。

この際、発言を許します。

7番、尾崎議員。

○7番（尾崎圭子君） 7番、尾崎です。よろしく願いいたします。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

やわら保育園の給食についてです。やわら保育園の給食については、これまで令和6年4月の定例会一般質問で質問したところ、絶対にやりますという町長のお返事をいただきました。続きまして、その後令和6年9月の定例会で北竜町立やわら保育園の認可保育園移行と給食委託進捗状況はの答えとして認可保育園移行の考えはないけれども、給食については諦めるつもりはありません。粘り強く前向きに踏み出せるように進めるとの答弁をいただきました。あれから1年3か月が経過し、いまだに実施に至っておりませんが、この先の明確なお考えをお尋ねいたします。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 尾崎議員のやわら保育園の給食についての質問であります。1年3か月が経過しました。本当にじくじたる思いは私の中にもはっきりとあります。何もしてこなかったというわけではないことはちょっとまた説明をいたしますけれども、ご理解をいただけるのかなというふうにも期待はしております。

やわら保育園については、保護者の方から給食の提供についての要望が寄せられていますが、保育園には調理室や設備がないことから外部搬入に対応ができる事業者を探しております。しかし、給食数や運行ルート、またはアレルギー食への対応の問題等により受託できる事業者が今のところは見つかっておりません。引き続き給食の実施可能な事業者探しを進めてまいります。

また、園では第3期子ども・子育て支援事業計画に寄せられたご意見やママ・パパカフェの声を反映して保育園の園庭、子育て支援センターの開放を行っております。子供のたくましく健やかな成長に向けた支援、子育てビジョンを目指してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

そこで、今子育てビジョンという言葉を申し上げましたけれども、今までは子育てということやってまいりました。そこで、親や保護者や、その人たちが子供を育ててきたと、それが子育てであった。それを子供たちが自ら育つような方向性を持たせる、親、保護者はそれをサポートする、ざっくり言うとそういう子育てというふうな部分に今ビジョンを変更して計画を進めようと思っております。その子育てという部分でありますけれども、田中教育長とこども・くらし応援課のほうでしっかりと今十分な計画を練るように、そして子育ての定義もしっかりと今つくっていただいておりますので、時期が来たらまたお知らせをしたいと思っております。

それで、今何社か、この1年3か月の間に2社ほど、主に給食、配食、給食として園に持ってきていただけるような方式の事業者は何社か当たっています。ですけれども、運行ルートであるとか、料金であるとか、そういった部分でどうしてもそこを導入することに

は至ってはいません。それで、今永楽園でグリーンハウスという給食の業者、委託業者がありますけれども、そこが今変更をいたします。その変更の理由というのは地元のお米を使っていただけなくなってきたという部分がありまして、それであれば、いろいろ協議はしたのですけれども、地元のお米を使っただけないと、新米、品薄のお米状況の、去年あたりは新米は使えない、古米も使えない、古古古古米ぐらいのものを使い始めたという部分、料金の検討の中でそうしたのでありましようけれども、それは町としては困りますと、町はあくまでもひまわりライスを使ってくださいというふうな、それが契約の条件でありますから、その部分の合意が至らなかったということで今業者を替えます。その新しい給食、配食サービスのほうで保育園に対する給食サービスも可能であるというふうな部分も、まだ細部は煮詰めていないので、はっきりと申し上げられませんが、検討の余地はありますというお答えをいただいていますので、そこで今一旦その業者と打合せを始めたいと思います。グリーンハウスの契約は3月まで、年度はいくので、新年度に向けてそういう部分のことも今考えております。

私は町長に就任して、これは絶対やるべきことというふうに思っていましたから、やわら保育士の皆さんにはある程度強引に進めたいというような部分も申し上げました。そうすると、やはりなかなか、このやわら保育園の今の場所に設立するに当たっていろいろな問題ありましたよね。保育所の建築の問題、保育所を建てる問題もありました。雇い止めという問題もあったということで、なかなかすんなりと行政の意向をはい、そうですかと酌み取るような状況にはなっていなかった。それも踏まえながら、だけれども町長としてやってくれないかと、給食やりたいので、やってくれないかと言うと、言ってしまうと反目されたということです。そう思っています。それで、それは私も反省しなければならぬと思っています。私のそういうやり方が子育て方式だったのかもしれない。今これから始まる子育て方針に変えていかないと給食も、保育士の皆さんとのそういう協議もできないのではないかと今思っています。

保育士の皆さんは大変忙しい、保育士を募集してもなかなか来てくれるような、採用まで結びつくようなところにはなっていません。そこで、今やっているのは保育士の皆さんに今の保育園開園以来いろんな不便をかけているところあるのです。ここを直してほしいとか、こんなつけてほしいとか、そういう部分をなかなか今までは予算がなくてそれに答えられなかった。ですけれども、地方創生というのは未来の子供たちに対する事業でありますから、その部分でここを直してあげたとか、ドアを直してあげたとか、いろんな部分をちょっと、保育士の皆さんの意見、意向をかなえてあげるこの1年3か月の、4月からですから10か月ぐらいの期間だと思ってください。そして、コンピューターも入れると、パソコンなども入れる、DX。DXというのは人手不足に対応するツールだと思っています。それによって効率化が図られたり省力化が図られることがDXだと思っていますので、その部分も少しずつ進めながら、保育士の皆さんにいろんなことをご理解いただけるように今やっているところであります。

それで、今第3期子ども・子育て支援事業計画、いろんな部分で新たなものを、子供のための計画をつくっております。それをある程度できた段階で子供、子育て応援宣言をしたいと思っています。子供のための町の宣言です。そのときに行政でそういうものをつくるけれども、教育委員会も一緒につくります。宣言をするのは町だけではなくて議会も、農業委員会も、土地改良区も、商工会も、農協も、そういった団体が一緒に宣言をすべきだと思っていますので、そんな準備もしています。もちろん今日小学校6年生の子供たちがいますから、その子供たちの声もその宣言に反映できるような、そういう部分も考えています。それと、今地方創生で関係人口というふうにして町外に住んでいる人たちが北竜に関心を寄せていただいて、北竜といろんな密接な関係を持ちましょうという人たちが増えてきています。そういう人たちもその宣言にも加わっていただいて、子育て、子育て、そういう応援宣言を今考えておりますので、それはまた議会の皆さんと一緒に進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げて1回目の答弁といたします。

○議長（中村尚一君） 7番、尾崎議員。

○7番（尾崎圭子君） 詳しい説明ありがとうございます。なかなか難しいこと承知の上で何回も何回も質問しているわけなのですが、先日、11月の5日に厚沢部町のこども園行ってまいりました。何だか町長が行かれて、向こうの鈴木議長、藤田事務局長とも会って、佐々木町長が来られてという話を聞いたところだったのです。そして、時を同じくして北竜町でも建てて、そしてあちらでも建ててという状況だったのかなと思いますけれども、5億円の建設費で本当にもう建てますよというときに、それは平成29年度のサステナブル建築物等の先導事業ということで建てたらしいです。そのときにせっかく建てるのだからということで保育士さんたちも本当に、園長先生はじめせっかく建てるのだから自分たちの思ったとおりの保育園にしようよという、そういう話を聞いて体も気持ちも熱くなったのですけれども、子供一人一人が主役で遊びの中から学んでという理念で進んでいっているもので、そして子供たちも見たらとってもきらきらしていて、どこの子供もかわいいのですけれども、何か特にすぐに入っていけるような、そういう印象がありました。本当に遊びの中から学んでいるのだなということも何かみんなに見せてあげたいなというぐらいの気持ちで、取り組むことで課題が見える、課題の解決していく、そういうことが順調に回っているという印象がありました。

ここで言ってもしょうがないのですけれども、初め本当に建築のところから雇い止めと進んでどうなることかと思いつつながら今現在に至っているので、スタートのところからちょっとつまづいているのかなという印象もありますけれども、何とか、今の入っている子供たちも1年たったらまたメンバー替わってきますので、食べることから何とかやっただいなのになと思いつつ、今度またこども誰でも通園制度というのが出たではないですか。こういうことがどんどん、子供には手厚く、とてもいいことだとは思っておりますけれども、現場としてはどうなのかなという、とても気の毒というか、どうやっているのかなという気持ちがあるので、ちょっとその辺のところを、現場はこれからどういうふうに対応してい

くのかなということも分かることありましたら教えていただけますか。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 現場というのは保育士の皆さんですね。それと、父兄、主にお母さんのところですよ。両方のお話を聞くようにしております。当初は違う部分を歩いていたのだらうなというふうに思いますけれども、今徐々に近づいてきたという感じはしていますので、ここで焦ると、また離れていくとちょっと困ってしまう。だけれども、父兄のお母さんたちというのは子供がいる間だけ関わるという部分があるので、その難しさはあるのですけれども、父兄のお母さんたちもひまわりさんから下まで、その連携もやってくればな、引継ぎのような、お母さんたちの引継ぎのようなものも少しやってくれば継続的な話が進めるのかなと思っております。

給食のことも1つありますけれども、北竜町で生まれた子供たちは保育園の早い時期に英語に触れて、そして中学校卒業のときには英会話、日常英会話ができるようなことに、今教育長とお話をして英会話教育を進めたいという、そのスタートのところでまだスタートを切れないという部分もありますので、これはしっかりとお話をし、とにかく聞く姿勢を持ってそれぞれ父兄の方、保育士の方に接していきたいと思っておりますので、尾崎議員、やわら保育園の皆さんと色々なお話を議員としての立場で聞いていただいているという部分は承知しております。引き続きそこに出向いて、申し訳ないですけれども、出向いていただいている色々な話をしてください。そして、その結果もお知らせいただいて、私からの色々な部分もお知らせしますので、お互い相互の共有を行いながらしっかりやっていけるように努力をいたします。ご理解いただけたかどうかはまだ分かりませんが、そういうことで2回目の答弁終わらせていただきます。

○議長（中村尚一君） 7番、尾崎議員。

○7番（尾崎圭子君） その辺は理解しています。私今聞いたのはこども誰でも通園制度ということで仕事が増えるではないですか、現場。そんなこともないですか。こういった取組がありますよという、保育士さんたちの仕事というか、その辺の印象というか、保育士さんはどんなふうに捉えているのかなと思って気になっていました。

○議長（中村尚一君） 続木こども・くらし応援課長。

○こども・くらし応援課長（続木敬子君） 先ほども説明させていただきましたとおり、本保育園について実施するということに対しては、今ほぼ保育園に入るであろうというお子様については大体9割以上、通っていないお子様が数名いるかなというふうに町域では思っております。ですので、一般型といって施設を拡幅してもっとどんどんお子さんを受け入れるという体制づくりではなく、十分に今のある施設の中で数名が、今通ってこられていないお子さんが来てもお預かりできるという余裕型を選ばせていただいております。ですので、複数名通うとなればかかるかもしれません。確かに人数、月平均が10時間以内というふうになってございます。また、その10時間受入れする前には当然事前面談という形で、通年通っているお子様と違うお子様をお預かりすることとなれば色々な問題、

アレルギーであるとか、生活環境であるとかって変わるので、事前に打合せをさせていただいた形で受入れをするということが大前提となってございます。それに対象するお子様が先ほど説明したとおり数名いるかなというふうに思っているところであります。

確かに実際お預かりする形になれば月の中で何時間か、最高1人当たり10時間という形になって増える形になりますが、どのくらいのお子様が使われるかというのは今の形では出てきません。実際今いる人数の保育士さんの範疇で預かれるものと思っております。ただ、もし時間外みたいなものが、それに移行してさらにお預かりするとかということが出てくればそういうようなものが増えてくる可能性はあるかとは思っておりますが、膨大になるというふうには、例えば人員を2名とか3名とか増やさなければいけないぐらい人が必要になるとかというふうなとか、それがすごい超過勤務になるというようなことは今現在では想定はしておりません。もちろんそれは実際4月1日以降から、施行してから、例えば町域にいらっしゃるお子さん以外にもお里帰りで来たお子様についてもお預かりすることが可能とはなりますので、運用してみないことには実際ははっきりしたことは今言われておりませんが、課題ではないというふうな私どもの担当課、係では判断しております。

○議長（中村尚一君） 以上で7番、尾崎議員の質問を終わります。

次に、2番、林議員より補聴器購入に係る助成制度の創設について通告がございました。この際、発言を許します。

2番、林議員。

○2番（林 佳子君） 2番、林です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

補聴器購入費の助成についてですが、北竜町では現在、補聴器購入費の助成は身体障害者手帳を所持している方のみです。加齢による難聴になると人との会話や外出が減ります。話さない時間が続くことが認知症のリスクと深く関わっていることが近年の研究でも分かっているそうです。北竜町の加齢による難聴になっている方が認知症にならないためにもぜひ補聴器購入費の助成をしていただきたいと考えますが、理事者の考えをお聞きいたします。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 林議員の補聴器購入費の助成についてのお答え、答弁をいたします。

実は私も突発性難聴を急に2度ほど患いまして、それですぐ病院に行ったので、回復をしましたがけれども、これは加齢ではない、ストレスということで、そういうことなのですからけれども、難聴を引き起こす原因にはそういうストレスであったり、加齢のほかにストレスであったり、そういった部分の環境の要因があるとも聞いています。今回はお年を召したという高齢者に限らず、いろんな部分も必要なのかなと思っております。特にお子さんであるとか、難聴が障害となってしまった、そういう方についても当然考えるべきと思っております。

補聴器購入については、障害者総合支援法に定める補装具として聴覚障害の身体障害者

手帳6級以上の交付を受けている方及び難病の方を対象とした国の補助制度により対応しています。身体障害者手帳を取得するほどの重い症状ではないものの、軽度、中等度難聴により生活のしづらさを感じている高齢者は潜在的に多く存在すると考えられており、まずは耳の聞こえづらさを早期に気づき、対応することの必要性を知っていただき、医療機関への受診につなげてまいりたいと考えております。

障害者総合支援法によらない補聴器購入への補助につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、国において制度設計を行うべきであると考えております。国や道、その他近隣自治体の動向を注視しながら、全国一律の公的補助制度の創設に向けた働きかけを行ってまいりたいと思います。

それで、補聴器の助成制度の実施自治体というのがありまして、北海道は179のうち29です。全国は1,718自治体の中で453という補聴器の助成制度の実施状態であります。やはり北海道が少し率的にも少ないのかなと思っております。それで、近くでは秩父別町は令和7年度予算で1人4万円で15名、60万の予算措置をしております。財源は一般と書いてありますから、町の単費でやるようなことになっております。そういう予算化があります。29のうち、空知で今導入しているのは歌志内、65歳以上で3万円、お隣の沼田町が18歳以上ということで3万円、町民税非課税であるとか均等割、そういう条件はありますけれども、3万円と。赤平市が65歳以上5万円、また非課税、その他の条件もあります。秩父別町が今お話ししたように4万円という、秩父別町は聴力の度数に応じた、30から70デシベル以下というふうな、そういうふうな規定の中で予算をつけております。ですから、いろいろ、特に秩父別というのは近隣で同じような自治体ですから、いろんな今聞き取り調査などしながら、どういうふうなことができるのか林さんの一般質問を機に補聴器助成に対する検討を始めます。

それで、今年東京2025デフリンピック、聴覚55デシベルを基準とした耳の聞こえない人たちのオリンピックが第25回、東京で行われました。ちょうど100年たったということで25回大会です。その中でも聴力に障害のある方のいろんなスポーツに対する活躍の様子をしっかりと見ました。その方たちも耳を聞こえない状態で競技をしている、ですけどもふだんは補聴器をしているということも聞いております。いろんな部分でこれから検討を進めてまいりますので、またよろしく願いをいたします。

○議長（中村尚一君） 2番、林議員。

○2番（林 佳子君） ありがとうございます。ぜひ聞き取りなどをして実施していただけることを願っております。

そのほかにも片耳だけ聞こえない、片耳だけだともう片耳が聞こえるので、身体障害者手帳はもらえないそうです。でも、働くに当たってはやっぱり、静かなところでは聞こえていても大勢の声や音が入り混じった喧騒の中では補聴器をつけたほうが聞き取りやすく、つけて働いている方も北竜町にもいますし、町外にもいます。できればそういう方たちも検討していただきたいと考えています。

あと、10月の24日の道新に載りました身体障害者手帳の交付対象にならない中程度の難聴児を対象に補聴器の購入費助成するという自治体が、これも増えてきているそうです。北海道内でも85市町村が助成制度を導入しているそうです。北竜町では現在そういう対象の児童の方はいませんが、こちらのほうもぜひ検討していただきたいと思っております。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 協議を始めますので、お願いをします。

今北竜で、議会の皆さんにはまだしっかりと説明はしていませんけれども、CCRC、全世代型、子供からお年寄りまで保健、医療、介護、学びの場、そういう部分の全世代が一つになって、お互い助け合いながらその町で暮らしていきましょと、そういう制度設計の中で新たな政策を今皆さんにお示しすることになっております。その中に障害者の人もって言葉が入っております。誰も取り残すことなくこの町でしっかりと暮らしていただける、そんなことも今始めつつありますので、それも一緒に、もちろんこれは議会の皆さんと一緒につくっていかねばならない部分がありますので、その際にもいろんなご意見をいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中村尚一君） 以上で2番、林議員の質問を終わります。

次に、6番、澤田議員より熊の緊急銃猟について通告がございました。

この際、発言を許します。

6番、澤田議員。

○6番（澤田正人君） 6番、澤田です。通告に従いまして、一般質問を行います。

熊の緊急銃猟についての考えをお聞きします。国は近年の熊の全国的な人里への出没と人的被害によりまして、町なかにおける熊の駆除について警察官職務執行法での駆除の判断の遅さによることから法改正によりまして緊急避難的に銃猟を行えるとしたところがあります。緊急銃猟実施のための要件として周辺住民の避難指示、また交通規制、そして地権者との調整などの安全確保、これは罰則のある改正法なので、周辺住民に対する強制力がありますけれども、その周知を徹底する必要がある点、ほかにハンターへの腕章交付なども含めて手順が煩雑で時間がかかるのが課題であります。これら一連の流れを速やかに行うにはどうしてもマニュアルが必要であります。北海道での10月時点でのマニュアル作成は13自治体にすぎません。とりわけ判断を下す者は誰なのかということでございまして、基本的には省庁でしょうが、必ず現場に臨場できるわけでもありませんので、結局のところ職員になるのではないかと。しかし、職員が責任を持ってそれができるのか、そしてハンターが盲目的にその指示に従えるのか大変疑問であります。いずれにしても、緊急銃猟を目指すならばマニュアル作成は必須ですので、その考えはあるのか1点伺いたい。

2点目として、これはリスクの面でありますけれども、法律改正で自治体が生命、傷害、物損についての責任を取ることになっておりまして、保険もあるわけでありまして、

ハンターの撃った弾による人的被害については自治体が補償してもハンターに対する免責についてはいまだ明確ではありません。ハンターにとってはこれが最大のリスクと言えるのでありますが、この点をどう考えるのか伺いたい。

3点目に、市街地に熊がとどまったとして、国が新しく打ち出した警察官の複数人による狙撃隊が要請により遅滞なく現場に来てもらえると考えておられるのか。

以上、3点についてお聞きします。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 澤田議員の熊の緊急銃猟についてお答えをいたします。

本年鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護管理法が改正されました。人的被害の発生が切迫している場合や住民生活圏において危険性が著しく高い場合に限り9月1日から市街地や生活圏内の緊急銃猟が条件付で実施可能となりました。これはもう澤田さんは十分お知りおきのことと思います。この制度の運用に当たっては高度な状況判断と徹底した安全管理が求められます。10月には道内で初めて札幌市において緊急銃猟が実施されました。実施に先立ち、対応マニュアルの整備、必要物資の調達、関係機関との連携調整に加え、発砲を想定した住民の安全確保、避難誘導、通行制限等の手順を確認する訓練等が必要となってきます。緊急銃猟を行うに当たり、銃猟行為は免許所有者であるハンターに対し実施主体である市町村が依頼、委託の形でありますけれども、依頼する形で行われます。万一跳弾による人的被害が発生した場合の責任は制度上自治体が負うこととなりますが、ハンターの皆様の心理的ケアや責任回避の保証が制度的に十分でなければ免責イコール安心とはなりません。現場での拒否や制度の形骸化につながる可能性が懸念されているのが実態であります。

また、本年11月には国家公安委員会の規則が改正され、特殊銃、ライフルなどでありまますけれども、特殊銃の使用条件に熊駆除が新たに加われました。これに伴い、北海道警察は機動隊の銃器対策部隊を来シーズンからの実運用に向け整備中であります。しかし、北海道の広大な面積を考慮すると各方面単位で駆除待機班を設置するなどの体制整備がなければ現場への迅速な対応は困難と想定をしております。このことから緊急銃猟制度の導入にはまだまだ多くの課題もあり、自治体だけの対応には限界があります。今後は問題点を精査し、鳥獣対策協議会や猟友会の協力を得ながら、国や北海道への要請等を視野に制度の実効性を高めてまいりたいと思っております。

それで、1点目のマニュアルの作成が必要で北竜はあるのかという部分でありますけれども、参考となる道のマニュアルであるとか近隣のマニュアル作成している自治体のマニュアルは取り寄せております。作成の準備に入りたいと思っておりますので、またご理解をいただきたいと思っております。

それと、2番目のハンターの人の免責、あとはちょっと申し上げたように精神的な心理的なケア、その部分についてはまた猟友会の皆さんに、今北竜はその部分はありませんけれども、それは十分お話をしていくつもりでおります。制度上は責任は自治体があります。

ですけれども、ハンター個人の心理的、あるいはその他の部分については協議をさせていただきます。お願いいたします。

3番目、札幌でありましたけれども、全然間に合わない。それから、砂川の猟友会の会長もテレビの取材で言うておりましたよね。全然警察が来るのを待ってたって話にならないのだよと。警察の人員配置も全然現場を知らないということで答えておられたのを見ましたけれども、その辺のところもしっかりと、北海道警察というのは北海道の管轄でありますから、その辺のところはしっかり申し上げる部分は自治体の責任として、首長として申し上げたいと思います。

今国は熊被害対策パッケージというのを先月つくりまして、その中でロードマップ、どうしたら熊被害対策にしっかりと実効のある形で向き合えるのかというロードマップの作成に入ったということでもあります。そして、北海道議会も熊被害対策本部を道議会で設置をいたしました。その事務局長に空知管内の植村道議がなったということで先日お知らせがありましたので、いろんな部分、北海道に対する懸案事項、課題は話をしてくださいと言われましたので、これからいろんなお話をさせていただきますというふうにしております。子供の皆さんにお話ししたように、国会では熊被害は災害として扱うとはっきりと明言、国家公安委員会、大臣が明言をしておりましたので、熊被害対策パッケージの中に各自治体、1,718の自治体がしっかりと向き合えるような予算を含めた通達なり政策なりが来るものと思っていますので、来ない場合はこちらからどうしたのだというふうなことも申し上げたいと思いますので、またその際よろしくお願いをいたします。それで1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（中村尚一君） 6番、澤田議員。

○6番（澤田正人君） 緊急銃猟については手順が必要ということで、マニュアルは担当職員が替わっても業務上必要なもので、作成が必要です。作成するという事なので、これは大変結構なことだなと思っています。先ほど言われましたけれども、既に作成した自治体あるわけですから、取り寄せて、できれば猟友会も含めた中で検討していただきたいなと思っています。

ただ、気になる点は、めったにないこととは思いますが、現実には事態が発生した場合、現場での射撃の判断を下すのは誰になるのかという点でございまして。ハンター自身が構えていて、今だと思ふときに撃たずに指示待ちしていたのでは機を逸するという事になりますし、現実的にはハンターが今だよと言ったときにすぐ追従して指示となるのではないかと思いますけれども、そういった判断でよいのか確認します。

2点目ですけれども、自治体としてのリスクは法で定められましたので、一定の保険に入っていればよいということでもありますけれども、ハンターのリスクの面では人的被害が発生した場合の免責の明確がないという部分がリスクになっているわけでもあります。許可証を取り上げられるとか、そういった部分の、精神的云々でなくて、それは現実問題でそういうこともあったやに聞いておりますし、そこら辺がはっきりしないとなかなか現場で

やってくれと言ってもどうなるか、そのときに考える形になるのかなという感じはします。環境省は免責と考えているようでありますけれども、警察庁から明確なその表明がまだ聞いていないのです。だから、警察にぜひ申し入れていただきたい。先ほど町長おっしゃられていましたけれども、道議会でも対策協議会立ち上げて、植村さん事務局長だというのがあったらそういった方通しての中できつく言ってほしいなど。この後まだ言うことがあるのですけれども、そこら辺も含めてそういったことをお願いしていただきたいと思っています。

3点目なのですが、警察官の狙撃隊といっても、これは本当に付け焼き刃的な感じはするわけです。射撃場での固定された的撃ちと違って熊は常時動いているものですから大変難しいです。首の付け根の脳幹という部分があるのですけれども、3センチぐらいのところ、そこに命中させられたら1発で即死させられるのですけれども、興奮している熊は心臓を撃ち抜いても即死しませんので、距離を取っていないと非常に危険ということでございます。実際北竜町でもおりに入っている熊12頭駆除していますけれども、本当におりの目の前、1メートルから2メートルぐらいのそばに寄って狙い定めているのですけれども、常時動き回るものですからなかなか狙ったところに当てられる状況にならぬという、それで一瞬止まったところで撃つのですけれども、本当に1発で倒せるのが2回に1回ぐらい、そういうような状況です。2発目で何とか止めさししているという形です。こんな中で、しかも町なかで、緊急銃猟は町なかでの話ですから、どのような状況か現場に来なければ分からない。警察官の狙撃隊要請してもとても間に合うとは思えないのです。現実的にはこれは大都市の中の警察がやることだろうなと思っています。地方の自治体は、やはり警察官職務執行法による発射命令を速やかに出してもらえるようにしてもらうのが一番効果的なのかなというふうに思っています。警察官の命令による発砲ですと、これはハンターの責任は問われませんので、安心して駆除ができるわけなので、この点を強く要望していただきたいと考えております。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） いろいろ指導いただいたと思っております。射撃のタイミング、誰が判断をするのかという部分で、熊被害というのは災害であるというふうに先ほど申し上げましたけれども、災害という部分でいろんな判断をするのは町長、まず災害のときは避難命令であるとか、強制退去の命令であるとか、それは首長が判断するようになっています。何か起きたときにはどこにしようが現場にまず来なさいと、そういうふうに災害の場合は義務づけられております。私がどこかにいないときには次の代理者は誰かという、今北竜は副町長にしています。副町長が駄目だったらどうするか。今度申し訳ないけれども、教育長にというふうに、そういうふうにはしているのです。その後は総務課長にというふうなことにしておりますけれども、緊急銃猟は本当に命の危険を伴うものでありますから、そういった代理者、代理者、代理者というわけにはいかないと思っておりますので、澤田さんおっしゃるとおり警察官職務執行法の中で速やかに判断をする、警察の手をもつ

てというような部分だと思います。それはしっかりと要望させていただきます。北海道を通じて北海道警察にしっかりとそういう部分で、澤田さんの論拠の中でいけばすごくいいことだと思いますので、それはしっかりと要望させていただきたいと思います。

それと、ハンターの皆さんの免責について、銃の免許取上げなんていうこと、これまたちょっとそういうことはあってはならないことだと思いますので、併せてそれもしっかり北海道、北海道警察に要望をいたします。

あと、わなに入ったときのハンターの方が仕留められた映像は担当の者から見せてもらったことはあるのですが、それでも大変な状態だというのははっきり分かりました。物すごく暴れていますものね。そこに狙いを定めてとか、いろんな方法でこうやるのですが、本当に非常に申し訳なく思っています。14頭の熊の出没、捕獲でありましたけれども、そのほかに鹿の部分もありますし、アライグマに関係してくることもあります。本当に猟友会の皆さんにはご苦労をかけております。

それで、これは遠別なのですけれども、遠別の町長とはとても親しくさせていただいて、遠別、この前町と、それから北海道と警察と、それから猟友会の皆さんの連絡協議会を発足するための準備会を立ち上げたと聞いておりますので、そういった部分の会議体をどこかで、この冬の間にはやらなければならないと思っていますので、そんな準備もさせていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

最後にですけれども、北海道の町村会の会長が白糠町長の棚野さんという、白糠町長が全国の町村会の会長になったのです。それで、11月19日に全国の町村長大会で緊急要望ということで棚野会長のほうから本当に特別の要望として入れていただきました。危険鳥獣対策に関することということで、人の日常生活圏に熊類等が出没した場合に市町村長の判断により実施する緊急銃猟については現場において混乱が生じることのないよう国が主体で出没対応訓練やそれに関わる講習等を実施すること、また駆除に関する理解醸成を図るため、国民に対する情報発信を十分に行うことということで高市総理目の前にしてしっかりと重点緊急要望をさせていただきました。そういうことも含めて、国の問題でもありますけれども、自治体としてもしっかりといろんな部分で対応していきたいと思っていますので、また澤田さん、猟友会の会長としていろんなご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村尚一君） 6番、澤田議員。

○6番（澤田正人君） ありがとうございます。

ついでということでもないので、せつかく植村さんが事務局長になられたということでありましたら、これは技術面になる話なのですけれども、緊急銃猟については警察官もハンターも北海道で禁止されている鉛弾の使用が認められています。これは非常に魅力的な部分でありまして、昔は鉛弾ばかりだったのです。最近鉛被害の関係で鳥獣に影響があるというので北海道では鉛を使うというのは禁止になったものですから、狩猟で持って歩くだけでも違反になってしまうのです。ただ、緊急銃猟はそれは認められている

ということであります。そんなものですから、なぜいいかといいますと鉛の弾というのは当たった瞬間に先っぽがキノコみたいに膨らんで貫通しないのです。体内に残る。100%エネルギーが対象に当たるということで非常に効果が高いと。今使っている銅弾というのは、例えば鹿だったら200メートル先から撃っても貫通してしまいます。熊だっておりの熊撃ったら中に残っている弾ありません。ほとんど貫通してしまうのです。だから、それはもうエネルギーが相当逃げていってしまっているという、そういう形になっているわけでございます。それで、緊急銃猟もそうなのですけれども、熊について郊外、緊急銃猟は郊外関係ないですから、町なかですから、郊外に出没した熊だとかおりに入った熊の駆除には鉛弾を使わせてもらえないか。これは違反物件なものですから相当厳しい管理も使い方もしなければならぬのだらうなと思っておりますけれども、そこら辺を解禁してくれば安全にもっと効果が上がるのだらうなと思っておりますから、そこら辺もせつかく言っていただけるのでしたらついでに添えていただきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 鉛弾の部分についてはお願ひをするという行為になってしまいますけれども、必ず伝えます。またよろしくお願ひします。

○議長（中村尚一君） 6番、澤田議員の質問を終わります。

次に、同じく6番、澤田議員より熊の駆除のための若手ハンターの育成と北空知における地域連携について通告がございました。

この際、発言を許します。

6番、澤田議員。

○6番（澤田正人君） 通告により、一般質問を行います。

熊の駆除のための若手ハンターの育成と北空知地域連携について考えをお聞きします。1点目ですが、熊の駆除については町に2基あるおりのわなによる捕獲が基本かと思えます。有害駆除なので、許可を受けた者でなければ駆除できません。町内にいる猟友会員については町が便宜を図ってくれて全員に有害駆除実施隊の許可を出してくれており、この点は高く評価をしております。実際のところ今年についてはおりに入った熊を限られたメンバーで止めさししておりますが、今後たまたま不在の場合どうするかが課題になるものと思っております。猟友会の中には近年比較的若手も増えてきており、徐々に経験を積んでもらうことも考えるべきだと思っております。そのためには射撃場での練習が欠かせません。以前にも一般質問で説明しましたが、射撃場は一番近いところで浦臼にあります。会員だと年会費を払えば1回ごとの使用料は2,000円ほどです。一般利用だと限られた時間で、季節にもよりますが、1回5,000円ほどかかります。私の感覚だと会員になれば4回以上利用すれば利用料が下がっていく形になるのだなと思っておりますけれども、一方弾も戦争と資材価格の高騰で非常に高くなってきております。今散弾銃のハーフライフルの弾、これは多くの方が使っている型の銃なのですけれども、これのよく当たる

ものは銅の塊が大きいものですから1発1, 500円ぐらいするわけです。10発撃ったら1万5, 000円と大変大きな負担になるわけであります。この点の負担軽減について何か考えがないかなということであります。きちんと実質的な収支報告をさせて上限を決めて助成措置を講じるなど、今後のハンター育成のための措置を考えていただきたい。

次に、2点目ですけれども、北竜町の猟友会は北海道全体の猟友会の中の北空知支部の一部会であります。近隣自治体と接続していることから熊、鹿が横断的に行き来しているのが現状であります。たまたま沼田の部会長とも話をしているのですけれども、互いに入り込んだ熊の駆除、止めさしなのですけれども、これについて相互協力できないかという点でございます。北空知支部全体では深川の納内のほうから始まってずっとあるわけですから広域過ぎてちょっと集合に時間がかかるものですから、できれば沼田、秩父別、雨竜ぐらいたったら隣接しておりまして、熊の駆除についての相互協力ができるのではないかなということであります。課題はそれぞれの自治体の有害駆除に対する熱量の違いがあると思いますけれども、熊についてのみ言えば協力してもらえるとというか、協力し合えるのではないかなと考えています。基本的に考えなければならないのは、まず有害駆除の許可を自治体間でお互いに出し合って、自治体横断で駆除活動ができるようにする必要があるという点、それとどうしても報酬がついて回るのですけれども、これは自治体ごとにばらばらなので、できれば統一するか、これらについてどのように考えていけるのかお聞きします。

○議長（中村尚一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 澤田議員の熊の駆除のための若手ハンターの育成と北空知における地域連携にということでお答えいたします。

本年全国的に熊の出没件数が増加しており、農作物被害、生活圏への侵入、さらにはこれは最も大変なことでありますけれども、人的被害の発生がされている状況であります。捕獲業務を担う有害鳥獣捕獲従事者、これはハンターの皆さんのことでありますけれども、高齢化が進んでおり、将来的な担い手不足が課題となっているのが現実です。本町においては鳥獣被害対策に積極的で意識が高い担い手ハンターが増えつつありますが、猟銃の維持整備に係る費用が高額であることに加え、技術習得に不可欠である射撃練習のための弾薬費など活動に伴う経費が若手ハンターの大きな負担となっており、新たな課題であると認識しております。この部分については若手ハンターの人から直接聞いております。いろんな負担が大きいのですよというようなことは聞いております。若手ハンターの育成は極めて重要であり、熊による被害防止と地域の安心、安全を確保するため、今後も各種支援策を強化し、持続的な捕獲体制の確立に猟友会の皆様と一緒にその体制づくりに努めてまいりますので、どうかよろしく各指導面お願いをいたしたいと思っております。

今年の熊捕獲数は14頭、12月1日現在でありますけれども、過去最も多い数であります。近隣市町においても同様に増加傾向が見られる中、行動範囲が広い熊への対策を自治体単独で行うことには限界があると、これはまさに澤田さんがおっしゃるように、その

とおりであります。限界があると認識をしております。被害対策をより効果的に進めるには近隣市町との連携が重要であり、出没情報の共有強化や捕獲体制、支援体制の調整など、広域的な連携体制の構築に向け協議を進めてまいりたいと考えています。

今月、12月22日に北空知振興圏の協議会が開かれます。1市4町の市長、町長が集まり、喫緊の課題、将来的な課題をそこで持ち寄り、課題解決に向けての連携会議でありますから、その場所において私のほうから熊駆除のための広域連携体制について提案、発言をさせていただくことを申し添えます。

あとは有害駆除に関するいろんな費用面が一番これは大変でありますから、それも一緒に相談の上で、それも連携、隣のまちとうちの町が違うというのもまたいろんなこともありますから、そういうことも踏まえて自治体間の連携をしっかりとやっていきたいと思えます。本当に人の命というのはお金に代えるものではないと思っていますので、しっかりとおっしゃられたところに意に添うような形で要望活動、予算化、しっかりとしていきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中村尚一君） 6番、澤田議員。

○6番（澤田正人君） いろいろお答えいただきました。有害駆除というのはお金がかかります。狩猟や射撃というのは趣味の範囲でありますから、これは好きでやっているというのが実情です。しかし、好きこのんで時間をかけて危険な状況に対する義務はないわけですけれども、ただ自分の町の農業も含めた被害軽減に協力したいという気持ちはあるので、それでやっているわけですけれども、これを継続するためには先ほど言われたように世代交代も考えながら維持をする努力が必要です。緊急銃猟でも申し上げましたが、練習は必須です。警察も所持については非常にうるさいですから、狩猟免許の切替えですとか年に1遍の検査のときは必ず言うのです、狩猟期間の始まる前に必ず練習してくださいねって。警察がそう言うのだ。眠り銃を放置しないという意味で、使ってくださいという意味なのです。そういうこともあるものですから、どうしても撃ちに行かなければなりません。この部分での助成措置というのは、先ほど回答いただきましたけれども、銃を所持してそれほどたっていない若手ですとかあまり練習に行っていない経験者に対して、期限を区切ってもいいのです。最初からずっと、死ぬまでそれをやれではなくて、2年でも3年でも、慣れればいいのですから、そういった部分で練習ですから、その助成をぜひ考えてほしいという部分。

あと、先ほども申し上げました北空知の地域連携ということで、何か振興圏の会議があるということなのですけれども、正直どうなのでしょう、深川も含めた全部の中でどれだけの方が賛成と言っているか分かりませんが、本当に近隣でもいいのです。北竜町に接している部分でもいいと思えます。そういったところとでも連携できればいいのかなという感じを持っているわけなので、本当にたまたまそのまちに、不在にしていってハンターがいなくて、おりにかかった熊を何とかしたいというときに隣のまちの誰々さん来てくださってやってもらうという、そのためにはお互いに有害駆除の許可出し合わなけ

ればならないのです。今は北竜町は北竜町だけでやっているから、よそのまちからは来てやれないしということがあるものですから、そこら辺を協議してほしいなという感じを持っているわけなので、そこら辺十分協議していい方向に持っていってもらえますように期待をしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村尚一君） 以上で6番、澤田議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時57分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第65号ないし日程第22 議案第71号

○議長（中村尚一君） 日程についてお諮りいたします。

日程第16、議案第65号から日程第22、議案第71号まで、令和7年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第65号 令和7年度北竜町一般会計補正予算（第3号）について、日程第17、議案第66号 令和7年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第67号 令和7年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第68号 令和7年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第69号 令和7年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第70号 令和7年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算（第3号）について、日程第22、議案第71号 令和7年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、以上7件、一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願ひます。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 高橋総合政策官。

○総合政策官（高橋克嘉君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 続木こども・くらし応援課長。

○こども・くらし応援課長（続木敬子君） （説明、記載省略）

- 議長（中村尚一君） 続木こども・くらし応援課長。
- こども・くらし応援課長（続木敬子君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 続木こども・くらし応援課長。
- こども・くらし応援課長（続木敬子君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 高橋永楽園園長。
- 永楽園長（高橋 淳君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 川田建設課長。
- 建設課長（川田昌宏君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 川田建設課長。
- 建設課長（川田昌宏君） （説明、記載省略）
- 議長（中村尚一君） 議案第65号から議案第71号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
- 議案第65号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
- 議案第66号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
- 議案第67号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。
- 議案第68号について、質疑があれば発言を願います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（中村尚一君） 討論を終わります。

議案第69号について、質疑があれば発言を願います。

3番、寺垣議員。

○3番（寺垣信晃君） 大変質問しづらいことなのでありますけれども、特別養護老人ホームの事業に関して質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど永楽園の園長さんから説明をいただきました。介護収入減ということで、これは入所者の減ということだと思えます。その介護収入減を補うということもあるのでしょうかけれども、一般会計からの繰入金ということがそういうことなのかなというふうな理解をしているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（中村尚一君） 高橋永楽園園長。

○永楽園長（高橋 淳君） おっしゃるとおりであります。当初予算71名入所者で予算見ているのですけれども、入院等ありまして大体68名程度で推移していることから介護報酬収入の減となっており、その財源については一般会計からの繰入れということになっております。

○議長（中村尚一君） 3番、寺垣議員。

○3番（寺垣信晃君） 恐らくこの傾向は続くのではないかなと思われます。したがって、近い将来この特別養護老人ホーム永楽園の運営に関してどこかの段階で何らかの判断をしなければならないなというふうに思っております。その辺に関してもしお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村尚一君） 奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） 寺垣議員のおっしゃるとおり、今入所関係、80床からそれまでの入所者数というのを確保できないというのが現状であります。やはり将来的に経営的にもかなり厳しい状況でありますので、その辺の調整を今後していかなければならないと、近い将来、3年になるか5年になるか、ちょっとその辺の計画というのはまだ未定ではございますけれども、近い将来そういう形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村尚一君） 3番、寺垣議員。

○3番（寺垣信晃君） 恐らくそういうことになろうかなと思えますが、これもやはり町民への丁寧な説明が要るのではないかなと思っております。

それで、今回12月のこの定例会でいろいろと一般会計から説明を受けました。私はやっぱり予算に関わることは6つのKだと思っています。すなわち環境、観光、教育、健康、介護、公共工事、これを同時進行的に進めていくということなのですから、全部が全部できないということは恐らく町民の理解も得られるところではないかなと思えます。なので、どこに優先順位をつけるかということと、サステナビリティーというか、持続可能な社会を目指すということで、その辺も踏まえての丁寧な住民に対する説明を経た上で永楽園の定員の減少ということについても説明は必要ではないかなということも思えますので、その辺提案をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村尚一君） 奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） 午前中に町長からもＣＣＲＣのお話もございましたし、将来的に町民の皆様の入る施設というのは確保していきたいというふうに考えております。今現在町外の方も受入れしている状態でありますので、その辺の人数の調整もしながら、当然介護員の今の保有数というか、その辺も調整してなるだけ負担にならないような経営改善に努めてまいりたいと思います。もちろん町民の方にも丁寧に説明してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村尚一君） ほかに質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

議案第70号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

議案第71号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第65号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第65号 令和7年度北竜町一般会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議案第66号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村尚一君） 全員挙手です。

したがって、議案第66号 令和7年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決されました。

議案第67号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村尚一君) 挙手多数です。

したがって、議案第67号 令和7年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第68号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。

したがって、議案第68号 令和7年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第69号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。

したがって、議案第69号 令和7年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第70号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。

したがって、議案第70号 令和7年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第71号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。

したがって、議案第71号、令和7年度簡易水道事業会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

◎日程第23 閉会中の所管事務調査について

○議長(中村尚一君) 日程第23、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

長谷事務局長に報告をさせます。

○事務局長(長谷育男君) (朗読、記載省略)

○議長(中村尚一君) 本件について、申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出のとおり許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時02分

○議長（中村尚一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（中村尚一君） お諮りいたします。

ただいま町長から行政報告2件、議案1件が提出されました。

この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 行政報告

○議長（中村尚一君） 追加日程第1、行政報告を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木康宏君） 追加の行政報告をさせていただきます。

まち未来戦略課及び産業課の所管分であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充について。国は本年11月21日の閣議において、強い経済を実現する総合経済対策、日本と日本人の底力で不安を希望に変えるにおいて物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨決定されました。補正予算規模は2兆円です。物価高対策の早期執行に向け、地方公共団体に可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めるよう通知があったところであります。町への配分額は現段階では不明であります。決定次第お知らせいたしますが、早期執行に向け、エネルギー価格や食料品価格の高騰が継続する中、影響を受けている生活者及び事業者を支援するとともに、地域における需要喚起と消費循環の促進を図るため、町民1人1万円分の地域振興券を発行することとし、補正予算として関係事業費を計上いたしましたので、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

こども・くらし応援課分であります。北竜町物価高騰子育て応援手当事業について。国は本年11月21日の閣議において、強い経済を実現する総合経済対策、日本と日本人の底力で不安を希望に変えるにおいて物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国が子供達の健やかな成長を応援する観点から、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対して子供1人当たり一律2万円の物価高対応子育て応援手当を交付することといたしました。つきまして

は、補正予算として関係事業費を計上いたしましたので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告追加とさせていただきます。

○議長（中村尚一君） 以上で行政報告を終わります。

◎追加日程第2 議案第72号

○議長（中村尚一君） 追加日程第2、議案第72号 令和7年度北竜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

奥田副町長。

○副町長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 高橋総合政策官。

○総合政策官（高橋克嘉君） （説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第72号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第72号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 令和7年度北竜町一般会計補正予算（第4号）については、原案どおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（中村尚一君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

- 議長（中村尚一君） 本日の会議を閉じます。
これで令和7年第4回北竜町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員